

[暫定訳 2021年11月2日現在]

2021年8月20日に成立し、2021年11月1日に施行された中華人民共和国個人情報保護法の仮訳を掲載いたします。

正確性は保証いたしませんがご自由にご利用ください。

執筆者：渡邊雅之

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士渡邊雅之

TEL 03-5288-1021

FAX 03-5288-1025

Email m-watanabe@miyake.gr.jp

中华人民共和国个人信息保护法

(2021年8月20日第十三届全国人民代表大会常务委员会第三十次会议通过)

中華人民共和国個人情報保護法

(2021年8月20日の第13回全国人民代表大会常任委員会第30回会合において採択)

目 录

第一章 总 则

第二章 个人信息处理规则

第一节 一般规定

第二节 敏感个人信息的处理规则

第三节 国家机关处理个人信息的特别规定

第三章 个人信息跨境提供的规则

第四章 个人在个人信息处理活动中的权利

第五章 个人信息处理者的义务

第六章 履行个人信息保护职责的部门

第七章 法律责任

第八章 附 则

目次

第1章 総則

第2章 個人情報処理に関するルール

第1節 一般規定

第2節 センシティブ個人情報の処理に関するルール

第3節 国家機関による個人情報の取り扱いに関する特別規定

第3章 個人情報の国境を越えた提供に関するルール

第4章 個人情報処理活動における個人の権利

第5章 個人情報処理者の義務

第6章 監督機関

第7章 法的責任

第8章 附則

第一章 总 则

第 1 章 総則

第一条 为了保护个人信息权益，规范个人信息处理活动，促进个人信息合理利用，根据宪法，制定本法。

第 1 条 個人情報 の 権利 及び 利益 を 保護 し、個人情報 処理 活動 を 規制 し、個人情報 の 合理的 な 使用 を 促進 する ため に、本法 を 憲法 に 従っ て 制定 する。

第二条 自然人的个人信息受法律保护，任何组织、个人不得侵害自然人的个人信息权益。

第 2 条 自然人 の 個人情報 は 法律 で 保護 さ れ て お り、組織 又は 個人 が 自然人 の 個人情報 の 権利 を 侵害 する こと は でき ない。

第三条 在中华人民共和国境内处理自然人个人信息的活动，适用本法。

在中华人民共和国境外处理中华人民共和国境内自然人个人信息的活动，有下列情形之一的，也适用本法：

- (一) 以向境内自然人提供产品或者服务为目的；
- (二) 分析、评估境内自然人的行为；
- (三) 法律、行政法规规定的其他情形。

第 3 条 本法 は、中華人民共和國 の 領土 内 の 自然人 の 個人情報 の 処理 に 適用 さ れ る。

2 本法 は、次 の い ず れ か の 状況 下 で、中華人民共和國 の 領土 外 の 中華人民共和國 の 領土 内 の 自然人 の 個人情報 の 処理 に も 適用 さ れ る。

- (1) 国内 の 自然人 に 商品 又は サービス を 提供 する 目的 の 場合。
- (2) 国内 の 自然人 の 行動 を 分析 および 評価 する 場合。
- (3) 法令 又は 行政 規則 に 定める そ の 他 の 事情 が ある 場合。

第四条 个人信息是以电子或者其他方式记录的与已识别或者可识别的自然人有关的各种信息，不包括匿名化处理后的信息。

个人信息 的 处理 包括 个人信息 的 收集、存储、使用、加工、传输、提供、公开、删除 等。

第 4 条 個人情報 と は、匿名 化 さ れ た 情報 を 除 き、電子的 又は そ の 他 の 方法 で 記録 さ れ た、識別 さ れ た 又は 識別 可能 な 自然人 に 関連 する あらゆる 種類 の 情報 を いう。

2 個人情報 の 処理 に は、個人情報 の 収集、保管、使用、処理、送信、提供、開示、削除 などが 含ま れ る。

第五条 处理个人信息应当遵循合法、正当、必要和诚信原则，不得通过误导、欺诈、胁迫

等方式处理个人信息。

第5条 個人情報の処理は、合法性、公正性、必要性、誠実性の原則に従って行い、誤解を招く、詐欺的な、強制的及びその他の方法によって個人情報を処理してはならない。

第六条 处理个人信息应当具有明确、合理的目的，并应当与处理目的直接相关，采取对个人权益影响最小的方式。

收集个人信息，应当限于实现处理目的的最小范围，不得过度收集个人信息。

第6条 個人情報の処理は、明確かつ合理的な目的を有し、処理の目的に直接関連し、個人の権利及び利益への影響が最も少ない方法を採用する必要がある。

2 個人情報の取得は、処理を目的とした最小限の範囲に限定し、過度に取得しないものとする。

第七条 处理个人信息应当遵循公开、透明原则，公开个人信息处理规则，明示处理的目的、方式和范围。

第7条 個人情報の処理は、公開性と透明性の原則に従い、個人情報処理に関するルールを開示し、処理の目的、方法、範囲を明確に示すものとする。

第八条 处理个人信息应当保证个人信息的质量，避免因个人信息不准确、不完整对个人权益造成不利影响。

第8条 個人情報を処理する際には、個人情報の品質を保証し、個人情報の不正確さ又は不完全性が個人の権利に悪影響を及ぼすことはない。

第九条 个人信息处理者应当对其个人信息处理活动负责，并采取必要措施保障所处理的个人信息的安全。

第9条 個人情報処理者は、個人情報処理に責任を負い、処理する個人情報の安全を確保するために必要な措置を講じる

第十条 任何组织、个人不得非法收集、使用、加工、传输他人个人信息，不得非法买卖、提供或者公开他人个人信息；不得从事危害国家安全、公共利益的个人信息处理活动。

第10条 組織又は個人は、他者の個人情報を違法に収集、使用、処理、または送信することはできない。また、他者の個人情報を違法に売買、提供、または開示することはできない。また、国家安全保障又は公益を危険にさらすような個人情報処理活動に従事してはならない。

第十一条 国家建立健全个人信息保护制度，预防和惩治侵害个人信息权益的行为，加强个人信息保护宣传教育，推动形成政府、企业、相关社会组织、公众共同参与个人信息保护的良好环境。

第 11 条 国家は、個人情報保護システムを確立及び完成し、個人情報の権利及び利益の侵害を防止及び処罰し、個人情報保護に関する広報及び教育を強化し、政府、企業、関連する社会組織及び一般市民が個人情報の保護のための良好な環境の形成を促進する。

第十二条 国家积极参与个人信息保护国际规则的制定，促进个人信息保护方面的国际交流与合作，推动与其他国家、地区、国际组织之间的个人信息保护规则、标准等互认。

第 12 条 国は、個人情報保護に関する国際的なルールの策定に積極的に参加し、個人情報保護における国際交流と協力を促進し、他の国、地域、及び国際機関との個人情報の保護に関するルール及び基準の相互承認を促進する。

第二章 个人信息处理规则

第 2 章 個人情報の処理に関するルール

第一节 一般规定

第一節 一般規定

第十三条 符合下列情形之一的，个人信息处理者方可处理个人信息：

- (一) 取得个人的同意；
- (二) 为订立、履行个人作为一方当事人的合同所必需，或者按照依法制定的劳动规章制度和依法签订的集体合同实施人力资源管理所必需；
- (三) 为履行法定职责或者法定义务所必需；
- (四) 为应对突发公共卫生事件，或者紧急情况下为保护自然人的生命健康和财产安全所必需；
- (五) 为公共利益实施新闻报道、舆论监督等行为，在合理的范围内处理个人信息；
- (六) 依照本法规定在合理的范围内处理个人自行公开或者其他已经合法公开的个人信息；
- (七) 法律、行政法规规定的其它情形。

依照本法其他有关规定，处理个人信息应当取得个人同意，但是有前款第二项至第七项规定情形的，不需取得个人同意。

第 13 条 個人情報処理者は、以下のいずれかの状況が満たされた場合にのみ、個人情報を処理することができる。

- (1) 個人の同意を得た場合

- (2) 個人が当事者である契約の締結及び履行のために必要である場合、又は法律若しくは法律に基づき署名された集合契約に従って確立された労働に関するルール及び規則に従って人事管理を実施するために必要である場合
 - (3) 法定義務を履行するために必要がある場合
 - (4) 公衆衛生上の緊急事態に対応するために必要である場合、又は緊急時に自然人の生命、健康及び財産の安全を保護することが必要である場合
 - (5) 公益のために、ニュース報道、世論の監視及びその他の行為を実施し、合理的な範囲内で個人情報を処理する場合
 - (6) 本法の規定に従い、個人が開示した個人情報又はその他の法的に開示された個人情報を合理的な範囲内で処理する場合
 - (7) 法令及び行政規則に定めるその他の事情がある場合
- 2 この法律の他の関連規定に従い、個人情報の処理については個人の同意を得るものとするが、前項の第2項から第7項に規定する状況では、個人の同意は必要ないものとする。

第十四条 基于个人同意处理个人信息的, 该同意应当由个人在充分知情的前提下自愿、明确作出。法律、行政法规规定处理个人信息应当取得个人单独同意或者书面同意的, 从其规定。

个人信息的处理目的、处理方式和处理的个人信息种类发生变更的, 应当重新取得个人同意。

第 14 条 個人情報の取り扱いが個人の同意に基づく場合は、十分な知識を有する個人が任意かつ明確に同意するものとする。個人情報の処理について、個人の同意又は書面による同意を得ることが法律及び行政規則において定められている場合は、その規定に従うものとする。

2 処理目的、処理方法、処理する個人情報の種類が変更になった場合は、本人の同意を再度取得するものとする。

第十五条 基于个人同意处理个人信息的, 个人有权撤回其同意。个人信息处理者应当提供便捷的撤回同意的方式。

个人撤回同意, 不影响撤回前基于个人同意已进行的个人信息处理活动的效力。

第 15 条 個人情報の処理が個人の同意に基づく場合、個人は同意を撤回する権利を有する。個人情報処理者は、同意を撤回するための便利な方法を提供するものとする。

2 個人の同意の撤回は、撤回前の個人の同意に基づいて実施された個人情報処理活動の有効性に影響を与えない。

第十六条 个人信息处理者不得以个人不同意处理其个人信息或者撤回同意为由, 拒绝提

供产品或者服务；处理个人信息属于提供产品或者服务所必需的除外。

第 16 条 個人情報処理者は、商品又はサービスの提供に個人情報の処理が必要な場合を除き、個人情報の処理に同意しないこと、又は同意を撤回しないことを理由に、商品又はサービスの提供を拒否してはならない。

第十七条 个人信息处理者在处理个人信息前，应当以显著方式、清晰易懂的语言真实、准确、完整地向个人告知下列事项：

- (一) 个人信息处理者的名称或者姓名和联系方式；
- (二) 个人信息的处理目的、处理方式，处理的个人信息种类、保存期限；
- (三) 个人行使本法规定权利的方式和程序；
- (四) 法律、行政法规规定应当告知的其他事项。

前款规定事项发生变更的，应当将变更部分告知个人。

个人信息处理者通过制定个人信息处理规则的方式告知第一款规定事项的，处理规则应当公开，并且便于查阅和保存。

第 17 条 個人情報の処理者は、個人情報を処理する前に、以下の事項を誠実かつ正確かつ完全に、目立つ方法で、明確かつわかりやすい言葉で個人に通知しなければならない。

- (1) 個人情報処理者の氏名または氏名および連絡先情報
- (2) 個人情報の処理の目的、処理方法、処理される個人情報の種類及び保存期間
- (3) 個人がこの法律に基づいて権利を行使するための方法及び手順
- (4) 法令及び行政規則により通知すべきその他の事項

2 前項の事項に変更があったときは、変更した部分を本人に通知するものとする。

3 個人情報処理者が、個人情報の処理に関するルールを定めることにより、第 1 項の事項を通知する場合は、処理に関するルールを公表し、閲覧及び保管を容易なものとするものとする。

第十八条 个人信息处理者处理个人信息，有法律、行政法规规定应当保密或者不需要告知的情形的，可以不向个人告知前条第一款规定的事项。

紧急情况下为保护自然人的生命健康和财产安全无法及时向个人告知的，个人信息处理者应当在紧急情况消除后及时告知。

第 18 条 個人情報処理事業者は、個人情報を処理する場合において、法令又は行政規則で定める秘密にしなければならない事情又は通知する必要がない事情があるときは、前条第 1 項に規定する事項を本人に通知しないことができる。

2 緊急時に、自然人の生命、健康、財産の安全を守るために適時に通知することができない場合、個人情報処理者は、緊急事態が解消された後、速やかに個人に通知するものとする。

第十九条 除法律、行政法规另有规定外，个人信息的保存期限应当为实现处理目的所必要的最短时间。

第 19 条 法令及び行政規則に別段の定めがある場合を除き、個人情報を保管する期間は、処理目的を達成するために必要な最短期間とする。

第二十条 两个以上的个人信息处理者共同决定个人信息的处理目的和处理方式的，应当约定各自的权利和义务。但是，该约定不影响个人向其中任何一个个人信息处理者要求行使本法规定的权利。

个人信息处理者共同处理个人信息，侵害个人信息权益造成损害的，应当依法承担连带责任。

第 20 条 二者以上の個人情報処理者が共同で個人情報の処理の目的と方法を決定する場合、各自の権利及び義務に関して合意をするものとする。ただし、この合意は、本人がいずれかの個人情報処理業者に対してこの法律に定める権利の行使を請求する権利に影響を与えるものではない。

2 個人情報処理者が共同で個人情報を処理し、個人情報の権利及び利益を侵害し、損害を生じさせた場合、本法に従い、連帯責任を負うものとする。

第二十一条 个人信息处理者委托处理个人信息的，应当与受托人约定委托处理的目的、期限、处理方式、个人信息的种类、保护措施以及双方的权利和义务等，并对受托人的个人信息处理活动进行监督。

受托人应当按照约定处理个人信息，不得超出约定的处理目的、处理方式等处理个人信息；委托合同不生效、无效、被撤销或者终止的，受托人应当将个人信息返还个人信息处理者或者予以删除，不得保留。

未经个人信息处理者同意，受托人不得转委托他人处理个人信息。

第 21 条 個人情報処理者が個人情報の処理を委託する場合は、その目的、期限、処理方法、個人情報の種類、保護措置、両当事者の権利義務等及び受託者の個人情報処理活動の監督について、受託者と合意するものとする。

2 受託者は、本契約に基づき個人情報を処理し、合意された処理目的、処理方法等を超えて個人情報を処理してはならない。委託契約が有効でない場合、無効となる場合、取り消された場合、又は終了した場合、受託者は個人情報処理者に個人情報を返却するか又は削除することにより、保持しないものとする。

3 受託者は、個人情報処理者の同意なしに、個人情報の処理を他人に委任してはならない。

第二十二条 个人信息处理者因合并、分立、解散、被宣告破产等原因需要转移个人信息的，应当向个人告知接收方的名称或者姓名和联系方式。接收方应当继续履行个人信息处理

者的义务。接收方变更原先的处理目的、处理方式的，应当依照本法规定重新取得个人同意。

第 22 条 個人情報処理者が合併、分割、解散、破産等により個人情報を提供する必要がある場合、受領者の氏名又は名称及び連絡先を本人に通知するものとする。受領者は、引き続き個人情報処理者としての義務を履行するものとする。受領者が当初の処理目的又は処理方法を変更する場合、本法の規定に従い、個人の同意を再取得するものとする。

第二十三条 个人信息处理者向其他个人信息处理者提供其处理的个人信息的，应当向个人告知接收方的名称或者姓名、联系方式、处理目的、处理方式和个人信息的种类，并取得个人的单独同意。接收方应当在上述处理目的、处理方式和个人信息的种类等范围内处理个人信息。接收方变更原先的处理目的、处理方式的，应当依照本法规定重新取得个人同意。

第 23 条 個人情報処理者が他の個人情報処理者が処理する個人情報を提供する場合は、受取人の氏名、連絡先、処理目的、処理方法、個人情報の種類を本人に通知し、当該本人の同意を取得するものとする。受取人は、上記の処理目的、処理方法、個人情報の種類の範囲内で個人情報を処理するものとする。受取人が当初の処理目的又は処理方法を変更した場合、本法の規定に従い、個人の同意を再取得するものとする。

第二十四条 个人信息处理者利用个人信息进行自动化决策，应当保证决策的透明度和结果公平、公正，不得对个人在交易价格等交易条件上实行不合理的差别待遇。

通过自动化决策方式向个人进行信息推送、商业营销，应当同时提供不针对其个人特征的选项，或者向个人提供便捷的拒绝方式。

通过自动化决策方式作出对个人权益有重大影响的决定，个人有权要求个人信息处理者予以说明，并有权拒绝个人信息处理者仅通过自动化决策的方式作出决定。

第 24 条 個人情報を利用して自動化された意思決定をする個人情報処理者は、当該意思決定の透明性及び結果の公平性を確保し、取引価格及びその他の取引条件について個人に不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 自動化された意思決定方法による個人への情報プッシュ及び商業マーケティングは、個人の個性に特有ではないオプションを提供するか、又は、個人に拒否する容易な方法を提供する必要がある。

3 自動化された意思決定方法を通じて個人の権利及び利益に大きな影響を与える決定を行うために、個人は個人情報処理者に説明を求める権利を有し、自動化された意思決定方法を通じてのみ決定を行うことを個人情報処理者に対して拒否する権利を有する。

第二十五条 个人信息处理者不得公开其处理的个人信息，取得个人单独同意的除外。

第 25 条 個人情報処理者は、個人の同意を得ない限り、処理する個人情報を公表してはならない。

第二十六条 在公共场所安装图像采集、个人身份识别设备，应当为维护公共安全所必需，遵守国家有关规定，并设置显著的提示标识。所收集的个人图像、身份识别信息只能用于维护公共安全的目的，不得用于其他目的；取得个人单独同意的除外。

第 26 条 公共の場所における画像収集および個人識別装置の設置は、公共の安全の維持のために必要であり、関連する国の規制に準拠し、目立つ注意書き（リマインダー）を設置しなければならない。収集された個人画像および識別情報は、公共の安全を維持する目的でのみ使用され、本人の個別の同意を得た場合を除き、他の目的では使用されない。

第二十七条 个人信息处理者可以在合理的范围内处理个人自行公开或者其他已经合法公开的个人信息；个人明确拒绝的除外。个人信息处理者处理已公开的个人信息，对个人权益有重大影响的，应当依照本法规定取得个人同意。

第 27 条 個人情報処理者は、個人が明示的に拒否しない限り、個人が開示した個人情報又は合理的な範囲内で法的に開示されたその他の個人情報を処理することができる。個人情報処理者は、個人の権利及び利益に重大な影響を与える開示された個人情報を処理する場合、本法の規定に従い、個人の同意を得るものとする。

第二节 敏感个人信息的处理规则

第 2 節 センシティブ個人情報の処理のルール

第二十八条 敏感个人信息是一旦泄露或者非法使用，容易导致自然人的人格尊严受到侵害或者人身、财产安全受到危害的个人信息，包括生物识别、宗教信仰、特定身份、医疗健康、金融账户、行踪轨迹等信息，以及不满十四周岁未成年人的个人信息。只有在具有特定的目的和充分的必要性，并采取严格保护措施的情形下，个人信息处理者方可处理敏感个人信息。

第 28 条 センシティブ個人情報とは、ひとたび漏洩したり不正に利用されたりすると、自然人の人間としての尊厳が侵害されたり、その人や財産の安全が脅かされたりするおそれのある個人情報であり、生体情報、信教情報、特定の身分情報、医療・健康情報、金融口座情報、所在地情報などのほか、14 歳未満の未成年者の個人情報も含まれるものとする。

2 個人情報の処理者は、特定の目的と十分な必要性があり、厳格な保護措置が講じられている場合に限り、センシティブ個人情報を処理することができる。

第二十九条 处理敏感个人信息应当取得个人的单独同意；法律、行政法规规定处理敏感个人信息应当取得书面同意的，从其规定。

第 29 条 センシティブ個人情報の処理は、個人の個人の同意を得るものとする。法律及び行政規則により、センシティブ個人情報の処理は書面による同意を得ることが規定されている場合には、当該規定に従うものとする。

第三十条 个人信息处理者处理敏感个人信息的，除本法第十七条第一款规定的项外，还应当当个人告知处理敏感个人信息的必要性以及对个人权益的影响；依照本法规定可以不向个人告知的除外。

第 30 条 個人情報処理者は、センシティブ個人情報を処理する場合、本法において本人に通知することを要しないと規定している場合を除き、本法第 17 条第 1 項に定める事項に加えて、センシティブ個人情報の処理の必要性並びに個人の権利及び利益への影響についても個人に通知するものとする。

第三十一条 个人信息处理者处理不满十四周岁未成年人个人信息的，应当取得未成年人的父母或者其他监护人的同意。

个人信息处理者处理不满十四周岁未成年人个人信息的，应当制定专门的个人信息处理规则。

第 31 条 個人情報処理者が 14 歳未満の未成年者の個人情報を処理する場合には、未成年者の親又は他の保護者の同意を得るものとする。

2 14 歳未満の未成年者の個人情報を処理する個人情報処理者は、特別な個人情報処理のルールを策定するものとする。

第三十二条 法律、行政法规对处理敏感个人信息规定应当取得相关行政许可或者作出其他限制的，从其规定。

第 32 条 法令又は行政規則において、機微な個人情報の処理について行政上の許可を得なければならない旨又はその他の制限が定められている場合には、その定めに従わなければならない。

第三节 国家机关处理个人信息的特别规定

第 3 節 国家機関による個人情報の処理に関する特別規定

第三十三条 国家机关处理个人信息的活动，适用本法；本节有特别规定的，适用本节规定。

第 33 条 本法は、個人情報の処理における国家機関の活動に適用されるものとする。本節に特別な規定がある場合は、本節の規定が適用されるものとする。

第三十四条 国家机关为履行法定职责处理个人信息，应当依照法律、行政法规规定的权限、程序进行，不得超出履行法定职责所必需的范围和限度。

第 34 条 法律上の義務を遂行するために、国の機関は、法律及び行政規則によって規定された権限及び手順に従って個人情報を処理し、法律上の義務を遂行するために必要な範囲及び制限を超えてはならない。

第三十五条 国家机关为履行法定职责处理个人信息，应当依照本法规定履行告知义务；有本法第十八条第一款规定的情形，或者告知将妨碍国家机关履行法定职责的除外。

第 35 条 国の機関は、個人情報を処理する際の法律上の義務を遂行するために、本法の規定に従って通知義務を履行するものとする。ただし、本法第 18 条第 1 項で指定された状況、又は通知を行うことによって、国の機関が法律上の義務を遂行することが妨げられる場合を除く。

第三十六条 国家机关处理的个人信息应当在中华人民共和国境内存储；确需向境外提供的，应当进行安全评估。安全评估可以要求有关部门提供支持协助。

第 36 条 国の機関が処理する個人情報は、中華人民共和国の領土内に保管し、本当に海外に提供する必要がある場合は、セキュリティ評価を実施するものとする。セキュリティ評価には、関連部門からのサポートと支援が必要になる場合がある。

第三十七条 法律、法规授权的具有管理公共事务职能的组织为履行法定职责处理个人信息，适用本法关于国家机关处理个人信息的规定。

第 37 条 法律上の義務を遂行するために個人情報を処理するために公務を管理する機能を有する法律及び規制によって認可された組織は、国の機関による個人情報の処理に本法の規定を適用するものとする。

第三章 个人信息跨境提供的规则

第三章 個人情報の国境を越えた提供に関するルール

第三十八条 个人信息处理者因业务等需要，确需向中华人民共和国境外提供个人信息的，应当具备下列条件之一：

- (一) 依照本法第四十条的规定通过国家网信部门组织的安全评估；
- (二) 按照国家网信部门的规定经专业机构进行个人信息保护认证；
- (三) 按照国家网信部门制定的标准合同与境外接收方订立合同，约定双方的权利和义务；
- (四) 法律、行政法规或者国家网信部门规定的其他条件。

中华人民共和国缔结或者参加的国际条约、协定对向中华人民共和国境外提供个人信息的

条件等有规定的，可以按照其规定执行。
个人信息处理者应当采取必要措施，保障境外接收方处理个人信息的活动达到本法规定的个人信息保护标准。

第 38 条 個人情報処理者が、業務上の必要性から、真に中華人民共和国外に個人情報を提供する必要がある場合は、以下のいずれかの条件を満たすものとする。

- (1) 本法第 40 条の規定に従って、国家インターネット情報公弁室によって策定されたセキュリティ評価に合格した場合。
- (2) 国家インターネット情報公弁室の行政規則に従い、専門機関による個人情報保護認証を実施する場合。
- (3) 国家インターネット情報公弁室が策定した標準契約に従い、両当事者の権利及び義務を規定した海外の受領者との契約を締結する場合。
- (4) 法律、行政規則、又は国家インターネット情報公弁室によって策定されたその他の基準を満たす場合。

2 中華人民共和国が締結または参加した国際条約及び協定に、中華人民共和国外での個人情報の提供条件に関する規定がある場合、当該規定に従って実施することができる。

3 個人情報処理者は、海外の受領者による個人情報の処理が本法に定める個人情報保護基準を確実に満たすために必要な措置を講じるものとする。

第三十九条 个人信息处理者向中华人民共和国境外提供个人信息的，应当向个人告知境外接收方的名称或者姓名、联系方式、处理目的、处理方式、个人信息的种类以及个人向境外接收方行使本法规定权利的方式和程序等事项，并取得个人的单独同意。

第 39 条 個人情報処理者が中華人民共和国外に個人情報を提供する場合は、海外の受領者の氏名又は名称、連絡先、処理目的、処理方法、個人情報の種類、本法に定められた海外の受領者に対して行使できる個人の権利を通知し、本人の同意を得るものとする。

第四十条 关键信息基础设施运营者和处理个人信息达到国家网信部门规定数量的个人信息处理者，应当将在中华人民共和国境内收集和产生的个人信息存储在境内。确需向境外提供的，应当通过国家网信部门组织的安全评估；法律、行政法规和国家网信部门规定可以不进行安全评估的，从其规定。

第 40 条 重要情報インフラ運営者及び国家インターネット情報公弁室によって定められた数を超える個人情報を処理する個人情報処理者は、中華人民共和国の国内で収集及び生成された個人情報を保存するものとする。真に国外に提供する必要がある場合は、国家インターネット情報公弁室が主催する安全評価に合格しなければならない。法律、行政規則、国家インターネット情報公弁室が安全評価を不要であると規定している場合は、当該手続に従うものとする。

第四十一条 中华人民共和国主管机关根据有关法律和中华人民共和国缔结或者参加的国际条约、协定，或者按照平等互惠原则，处理外国司法或者执法机构关于提供存储于境内个人信息的请求。非经中华人民共和国主管机关批准，个人信息处理者不得向外国司法或者执法机构提供存储于中华人民共和国境内的个人信息。

第 41 条 中華人民共和国の所管官庁は、中華人民共和国が締結又は加入した関連法並びに国際条約及び協定に従って、又は平等および互惠の原則に従って、国内に保管されている個人情報の提供に関する外国の司法機関又は法執行機関からの要求を処理するものとする。個人情報処理者は、中華人民共和国の所管官庁の承認なしに、中華人民共和国の領域内に保管されている個人情報を外国の司法機関又は法執行機関に提供してはならない。

第四十二条 境外的组织、个人从事侵害中华人民共和国公民的个人信息权益，或者危害中华人民共和国国家安全、公共利益的个人信息处理活动的，国家网信部门可以将其列入限制或者禁止个人信息提供清单，予以公告，并采取限制或者禁止向其提供个人信息等措施。

第 42 条 外国の組織及び個人が中華人民共和国の市民の個人情報の権利を侵害する、又は中華人民共和国の国家安全保障及び公共の利益を危険にさらす個人情報処理活動に従事する場合、国家インターネット情報公弁室は提供する個人情報の一覧を公表し、個人情報の提供を制限又は禁止するなどの措置を講ずる。

第四十三条 任何国家或者地区在个人信息保护方面对中华人民共和国采取歧视性的禁止、限制或者其他类似措施的，中华人民共和国可以根据实际情况对该国家或者地区对等采取措施。

第 43 条 いずれかの国又は地域が個人情報保護の観点から中華人民共和国に対して差別的な禁止、制限、又はその他の同様の措置を採用する場合、中華人民共和国は実際の状況に基づいて当該国又は地域に対して対応する措置を講ずることができる。

第四章 个人在个人信息处理活动中的权利

第 4 章 個人情報処理活動における個人の権利

第四十四条 个人对其个人信息的处理享有知情权、决定权，有权限制或者拒绝他人对其个人信息进行处理；法律、行政法规另有规定的除外。

第 44 条 個人は、個人情報の処理について知ること及び決定する権利を有し、法律及び行政規則によって別段の定めがない限り、他者による個人情報の処理を制限又は拒否する権利を有する。

第四十五条 个人有权向个人信息处理者查阅、复制其个人信息；有本法第十八条第一款、第三十五条规定情形的除外。

个人请求查阅、复制其个人信息的，个人信息处理者应当及时提供。

个人请求将个人信息转移至其指定的个人信息处理者，符合国家网信部门规定条件的，个人信息处理者应当提供转移的途径。

第 45 条 個人は、第 18 条第 1 項および第 35 条に定める場合を除き、個人情報処理者に対し、自己の個人情報を閲覧および複写する権利を有する。

2 個人が個人情報の閲覧又は複写を請求する場合、個人情報処理者は適時にそれを提供するものとする。

3 個人が指定された個人情報処理者への個人情報の提供を求める場合、個人情報処理者は、国家インターネット情報公開室によって指定された条件が満たされた場合に提供の手段を提供するものとする。

第四十六条 个人发现其个人信息不准确或者不完整的，有权请求个人信息处理者更正、补充。

个人请求更正、补充其个人信息的，个人信息处理者应当对其个人信息予以核实，并及时更正、补充。

第 46 条 個人情報が不正確又は不完全であることに気付いた場合、個人情報処理者に訂正又は補足を求める権利を有する。

2 個人が個人情報の訂正又は補足を求める場合、個人情報処理者は、個人情報を確認し、適時に訂正及び補足を行うものとする。

第四十七条 有下列情形之一的，个人信息处理者应当主动删除个人信息；个人信息处理者未删除的，个人有权请求删除：

(一) 处理目的已实现、无法实现或者为实现处理目的不再必要；

(二) 个人信息处理者停止提供产品或者服务，或者保存期限已届满；

(三) 个人撤回同意；

(四) 个人信息处理者违反法律、行政法规或者违反约定处理个人信息；

(五) 法律、行政法规规定的其他情形。

法律、行政法规规定的保存期限未届满，或者删除个人信息从技术上难以实现的，个人信息处理者应当停止除存储和采取必要的安全保护措施之外的处理。

第 47 条 個人情報処理者は、以下のいずれかに該当する場合、率先して個人情報を削除するものとする。個人情報処理者が削除しない場合、個人は削除を要求する権利を有する。

(1) 処理目的が達成されたか、達成できないか、または処理目的を達成するためには必要ではなくなった場合。

- (2) 個人情報処理者が商品又はサービスの提供を停止した場合、または保存期間が終了した場合。
 - (3) 個人が同意を撤回した場合。
 - (4) 個人情報処理者が法令、行政規則に違反する、又は個人情報を処理する契約に違反する場合。
 - (5) 法令及び行政規則に定めるその他の事情がある場合。
- 2 法令に定める保存期間が満了していない場合、又は個人情報の削除が技術的に困難である場合、個人情報処理者は、必要なセキュリティ保護措置を講じる以外の処理を停止するものとする。

第四十八条 个人有权要求个人信息处理者对其个人信息处理规则进行解释说明。

第 48 条 個人は、個人情報処理者に対し、自己の個人情報の処理に関する規則の説明を求める権利を有する。

第四十九条 自然人死亡的，其近亲属为了自身的合法、正当利益，可以对死者的相关个人信息行使本章规定的查阅、复制、更正、删除等权利；死者生前另有安排的除外。

第 49 条 自然人が死亡した場合、その近親者は、自らの合法かつ正当な利益のために、提供されたとおり、本章に規定されているとおり、死者が生存している間に別段の定めをしていない限り、当該死者に関連する個人情報へのアクセス、コピー、訂正、削除などの権利を行使することができる。

第五十条 个人信息处理者应当建立便捷的个人行使权利的申请受理和处理机制。拒绝个人行使权利的请求的，应当说明理由。

个人信息处理者拒绝个人行使权利的请求的，个人可以依法向人民法院提起诉讼。

第 50 条 個人情報処理者は、個人が権利を行使するための申請を受理し処理するための簡易なメカニズムを確立しなければならない。個人の権利行使の請求が却下された場合は、その理由を説明するものとする。

2 個人情報処理者が個人の権利行使の請求を拒否した場合、その個人は法律に従い人民法院に訴訟を提起することができる。

第五章 个人信息处理者的义务

第 5 章 個人情報処理者の義務

第五十一条 个人信息处理者应当根据个人信息处理目的、处理方式、个人信息的种类以及对个人权益的影响、可能存在的安全风险等，采取下列措施确保个人信息处理活动符合法律、行政法规的规定，并防止未经授权的访问以及个人信息泄露、篡改、丢失：

- (一) 制定内部管理制度和操作规程；
- (二) 对个人信息实行分类管理；
- (三) 采取相应的加密、去标识化等安全技术措施；
- (四) 合理确定个人信息处理的操作权限，并定期对从业人员进行安全教育和培训；
- (五) 制定并组织实施个人信息安全事件应急预案；
- (六) 法律、行政法规规定的其他措施。

第 51 条 個人情報処理者は、個人情報処理活動が、処理目的、処理方法、個人情報の種類、個人の権利と利益への影響、及び起こり得るセキュリティリスクに従って、法律及び行政規則に準拠することを保証するために、以下の措置を講じ、不正アクセス及び個人情報の漏えい、改ざん、紛失を防止する。

- (1) 内部管理システムと運用手順を策定する。
- (2) 個人情報の分類管理を実施する。
- (3) 暗号化や仮名化などの対応するセキュリティ技術的手段を採用する。
- (4) 個人情報処理の運営権限を合理的に決定し、担当者向けの安全教育及び訓練を定期的に実施する。
- (5) 個人情報セキュリティインシデントの緊急計画の実施を策定及び運営する。
- (6) 法令等に定めるその他の措置を講ずる。

第五十二条 处理个人信息达到国家网信部门规定数量的个人信息处理者应当指定个人信息保护负责人，负责对个人信息处理活动以及采取的保护措施等进行监督。

个人信息处理者应当公开个人信息保护负责人的联系方式，并将个人信息保护负责人的姓名、联系方式等报送履行个人信息保护职责的部门。

第 52 条 国家インターネット情報公弁室が定める数を超える個人情報処理する個人情報処理者は、個人情報処理活動及び講じられた保護措置を監督する責任を負う個人情報保護の責任者を任命するものとする。

2 個人情報処理者は、個人情報保護担当者の連絡先情報を開示し、個人情報保護担当者の氏名及び連絡先情報を、監督機関に提出する。

第五十三条 本法第三条第二款规定的中华人民共和国境外的个人信息处理者，应当在中华人民共和国境内设立专门机构或者指定代表，负责处理个人信息保护相关事务，并将有关机构的名称或者代表的姓名、联系方式等报送履行个人信息保护职责的部门。

第 53 条 本法第 3 条第 2 項に規定されている中華人民共和国外の個人情報処理者は、中華人民共和国内に特別代理店又は指定代理人を設置するものとする。名称又は氏名又は代理人の氏名、連絡先情報などについては、監督機関に報告するものとする。

第五十四条 个人信息处理者应当定期对其处理个人信息遵守法律、行政法规的情况进行

合规审计。

第 54 条 個人情報処理者は、個人情報の取り扱いについて法令及び行政規則の遵守について定期的に遵守監査を行うものとする。

第五十五条 有下列情形之一的，个人信息处理者应当事前进行个人信息保护影响评估，并对处理情况进行记录：

- (一) 处理敏感个人信息；
- (二) 利用个人信息进行自动化决策；
- (三) 委托处理个人信息、向其他个人信息处理者提供个人信息、公开个人信息；
- (四) 向境外提供个人信息；
- (五) 其他对个人权益有重大影响的个人信息处理活动。

第 55 条 以下のいずれかの場合、個人情報処理者は、事前に個人情報保護の影響評価を実施し、処理状況を記録するものとする。

- (1) センシティブ個人情報の処理をする場合。
- (2) 個人情報を使用して自動化された意思決定を行う場合。
- (3) 個人情報の処理を委託する場合、他の個人情報処理者に個人情報を提供する場合、及び個人情報を開示する場合。
- (4) 国外に個人情報の提供する場合。
- (5) 個人の権利及び利益に重大な影響を与えるその他の個人情報処理活動。

第五十六条 个人信息保护影响评估应当包括下列内容：

- (一) 个人信息处理目的、处理方式等是否合法、正当、必要；
- (二) 对个人权益的影响及安全风险；
- (三) 所采取的保护措施是否合法、有效并与风险程度相适应。

个人信息保护影响评估报告和处理情况记录应当至少保存三年。

第 56 条 個人情報保護の影響の評価には、以下を含めるものとする。

- (1) 個人情報の処理目的及び処理方法が合法であり、適切かつ必要であるかどうか。
- (2) 個人の権利とセキュリティリスクへの影響。
- (3) 採用された保護措置が合法であり、効果的であり、リスクの程度に適合しているかどうか。

2 個人情報保護影響評価報告書及び処理記録は、少なくとも 3 年間保管する必要がある。

第五十七条 发生或者可能发生个人信息泄露、篡改、丢失的，个人信息处理者应当立即采取补救措施，并通知履行个人信息保护职责的部门和个人。通知应当包括下列事项：

- (一) 发生或者可能发生个人信息泄露、篡改、丢失的信息种类、原因和可能造成的危害；

- (二) 个人信息处理者采取的补救措施和个人可以采取的减轻危害的措施；
- (三) 个人信息处理者的联系方式。

个人信息处理者采取措施能够有效避免信息泄露、篡改、丢失造成危害的，个人信息处理者可以不通知个人；履行个人信息保护职责的部门认为可能造成危害的，有权要求个人信息处理者通知个人。

第 57 条 個人情報の漏えい、改ざん、又は紛失が発生した場合、又は発生する可能性がある場合、個人情報処理者は、直ちに是正措置を講じ、監督機関及び本人に通知するものとする。通知には、次の項目を含める必要がある。

- (1) 個人情報の漏えい、改ざん、または損失の種類、理由、及び考えられる危害が発生したこと、又は発生する可能性があること。
- (2) 個人情報処理者が講じた是正措置、および個人が危害を軽減するために講じることができる措置。
- (3) 個人情報処理者の連絡先。

2 個人情報処理者が情報漏えい、改ざん、紛失による危害を効果的に回避するための措置を講じた場合、個人情報処理者は個人に通知しないことができる。監督機関が、害を及ぼす可能性があると考えられる場合には、個人情報処理者に個人情報の通知を依頼する権利を有する。

第五十八条 提供重要互联网平台服务、用户数量巨大、业务类型复杂的个人信息处理者，应当履行下列义务：

- (一) 按照国家规定建立健全个人信息保护合规制度体系，成立主要由外部成员组成的独立机构对个人信息保护情况进行监督；
- (二) 遵循公开、公平、公正的原则，制定平台规则，明确平台内产品或者服务提供者处理个人信息的规范和保护个人信息的义务；
- (三) 对严重违反法律、行政法规处理个人信息的产品或者服务提供者，停止提供服务；
- (四) 定期发布个人信息保护社会责任报告，接受社会监督。

第 58 条 重要なインターネットプラットフォームサービスを提供し、多数のユーザーがおり、及び複雑な種類の個人情報処理者は、以下の義務を履行するものとする。

- (1) 国内規制に基づく個人情報保護コンプライアンス体制の構築・改善、個人情報の保護を統括する外部会員を中心とした独立組織の設置。
- (2) 公開性、公平性、正義の原則に従い、プラットフォームのルールを策定し、プラットフォーム上の製品又はサービスプロバイダーによる個人情報の処理基準及び個人情報を保護する義務を明確にすること。
- (3) 法律及び行政規則に重大な違反をした個人情報を扱うプラットフォームにおいて、製品又はサービスプロバイダーへのサービスの提供を停止する。

(4) 個人情報保護に関する社会的責任報告書を定期的に発行し、社会的監督を受け入れること。

第五十九条 接受委托处理个人信息的受托人，应当依照本法和有关法律、行政法规的规定，采取必要措施保障所处理的个人信息的安全，并协助个人信息处理者履行本法规定的义务。

第 59 条 個人情報の処理の委託を受けた受託者は、本法及び関連法令及び行政規則の規定に従い、処理する個人情報の安全を確保するために必要な措置を講じ、本法の義務規定を履行するため個人情報処理者の履行を支援するものとする。

第六章 履行个人信息保护职责的部门

第 6 章 監督機関

第六十条 国家网信部门负责统筹协调个人信息保护工作和相关监督管理工作。国务院有关部门依照本法和有关法律、行政法规的规定，在各自职责范围内负责个人信息保护和监督管理工作。

县级以上地方人民政府有关部门的个人信息保护和监督管理职责，按照国家有关规定确定。前两款规定的部门统称为履行个人信息保护职责的部门。

第 60 条 国家インターネット情報公弁室は、個人情報の保護と関連する監督管理業務を調整する責任がある。 国务院の関連部門は、本法、関連法および行政法規の規定に基づき、それぞれの責任範囲内で個人情報の保護および監督管理に責任を負う。

2 郡レベル以上の地方人民政府の関連部門の個人情報の保護及び監督と管理の責任は、関連する国内規制に従って決定されるものとする。

3 前 2 項に規定する部門を総称して、監督機関という。

第六十一条 履行个人信息保护职责的部门履行下列个人信息保护职责：

- (一) 开展个人信息保护宣传教育，指导、监督个人信息处理者开展个人信息保护工作；
- (二) 接受、处理与个人信息保护有关的投诉、举报；
- (三) 组织对应用程序等个人信息保护情况进行测评，并公布测评结果；
- (四) 调查、处理违法个人信息处理活动；
- (五) 法律、行政法规规定的其他职责。

第 61 条 監督機関は、以下の個人情報保護業務を行う。

(1) 個人情報保護の広報及び教育を実施し、個人情報処理者を指導及び監督して個人情報保護作業の実施。

(2) 個人情報の保護に関する苦情並びに報告の受理及び処理。

(3) 申請書等の個人情報保護の評価の整理及び評価結果の公表。

- (4) 違法な個人情報処理活動の調査及び処理。
- (5) 法令及び行政規則に定めるその他の義務。

第六十二条 国家网信部门统筹协调有关部门依据本法推进下列个人信息保护工作：

- (一) 制定个人信息保护具体规则、标准；
- (二) 针对小型个人信息处理者、处理敏感个人信息以及人脸识别、人工智能等新技术、新应用，制定专门的个人信息保护规则、标准；
- (三) 支持研究开发和推广应用安全、方便的电子身份认证技术，推进网络身份认证公共服务建设；
- (四) 推进个人信息保护社会化服务体系建设，支持有关机构开展个人信息保护评估、认证服务；
- (五) 完善个人信息保护投诉、举报工作机制。

第 62 条 国家インターネット情報公弁室は、本法に従って以下の個人情報保護作業を促進するために関連部門を調整するものとする。

- (1) 個人情報保護のための特定の規則及び基準の策定。
- (2) 小規模な個人情報処理、機密性の高い個人情報処理、及び顔認識や人工知能などの新しいテクノロジーとアプリケーションのための特別な個人情報保護規則と基準の策定。
- (3) 安全で便利な電子 ID 認証技術の研究、開発、促進を支援し、ネットワーク ID 認証のための公共サービスの構築の促進。
- (4) 個人情報保護のための社会福祉制度の構築の促進、関係機関が個人情報保護の評価及び認証サービスを実施することの支援。
- (5) 個人情報保護に関する苦情及び報告の作業メカニズムの改善。

第六十三条 履行个人信息保护职责的部门履行个人信息保护职责，可以采取下列措施：

- (一) 询问有关当事人，调查与个人信息处理活动有关的情况；
- (二) 查阅、复制当事人与个人信息处理活动有关的合同、记录、账簿以及其他有关资料；
- (三) 实施现场检查，对涉嫌违法的个人信息处理活动进行调查；
- (四) 检查与个人信息处理活动有关的设备、物品；对有证据证明是用于违法个人信息处理活动的设备、物品，向本部门主要负责人书面报告并经批准，可以查封或者扣押。

履行个人信息保护职责的部门依法履行职责，当事人应当予以协助、配合，不得拒绝、阻挠。

第 63 条 監督機関は、個人情報保護業務を行う際に以下の措置を講じることができる。

- (1) 関係者への問い合わせ、及び個人情報処理活動に関連する状況の調査。
- (2) 当事者の契約書、記録、帳簿、及び個人情報処理活動に関連するその他の関連資料を参照及びコピーすること。
- (3) 立入検査を実施し、違法と思われる個人情報処理活動を調査すること。

- (4) 個人情報処理活動に関連する機器及び物品を検査し、それらが違法な個人情報処理活動に使用されていることを証明する証拠がある場合は、書面による報告書は、部門の主たる責任者に提出され承認されるものとし、当該証拠は封印又は押収される場合がある。
- 2 監督機関は、法令に基づき業務を遂行し、関係者は、支援・協力をを行い、拒否又は妨害してはならない。

第六十四条 履行个人信息保护职责的部门在履行职责中，发现个人信息处理活动存在较大风险或者发生个人信息安全事件的，可以按照规定的权限和程序对该个人信息处理者的法定代表人或者主要负责人进行约谈，或者要求个人信息处理者委托专业机构对其个人信息处理活动进行合规审计。个人信息处理者应当按照要求采取措施，进行整改，消除隐患。履行个人信息保护职责的部门在履行职责中，发现违法处理个人信息涉嫌犯罪的，应当及时移送公安机关依法处理。

- 第 64 条 監督機関は、その業務を遂行するにあたり、個人情報処理活動のリスクが高い、又は個人情報セキュリティインシデントが発生していると判断した場合、所定の権限および手続きに従い、個人情報処理者の法定代理人を務めることがある。本人又は主たる担当者は、面接を行うか、又は、個人情報処理活動のコンプライアンス監査を専門機関に委託するように個人情報処理者に要求する。個人情報処理者は、必要に応じて是正措置を講じ、潜在的な危険を排除するものとする。
- 2 監督機関は、業務を遂行するにあたり、個人情報の違法な処理が犯罪の疑いがあると判断した場合は、速やかに公安機関に転送し、法令に基づいて取り扱う。

第六十五条 任何组织、个人有权对违法个人信息处理活动向履行个人信息保护职责的部门进行投诉、举报。收到投诉、举报的部门应当依法及时处理，并将处理结果告知投诉、举报人。

履行个人信息保护职责的部门应当公布接受投诉、举报的联系方式。

- 第 65 条 いかなる組織又は個人も、違法な個人情報処理活動に関して監督機関に苦情を申し立てる、又は報告する権利を有する。苦情又は報告を受けた部門は、法律に従って適時にそれを処理し、処理の結果を苦情を申し立てた者又は報告者に通知するものとする。
- 2 監督機関は、苦情及び報告を受け入れるための連絡先情報を公開するものとする。

七章 法律责任

第 7 章 法的責任

第六十六条 违反本法规定处理个人信息，或者处理个人信息未履行本法规定的个人信息保护义务的，由履行个人信息保护职责的部门责令改正，给予警告，没收违法所得，对违法处理个人信息的应用程序，责令暂停或者终止提供服务；拒不改正的，并处一百万元以下罚款；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处一万元以上十万元以下罚款。

有前款规定的违法行为，情节严重的，由省级以上履行个人信息保护职责的部门责令改正，没收违法所得，并处五千万元以下或者上一年度营业额百分之五以下罚款，并可以责令暂停相关业务或者停业整顿、通报有关主管部门吊销相关业务许可或者吊销营业执照；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处十万元以上一百万元以下罚款，并可以决定禁止其在一定期限内担任相关企业的董事、监事、高级管理人员和个人信息保护负责人。

第 66 条 個人情報が本法の規定に違反して処理される場合、又は個人情報の処理が本法に基づく個人情報保護義務を履行していない場合、監督機関は、是正を命じ、警告を発し、没収するものとする。個人情報の処理に関しては、サービスの提供を停止又は終了するよう命じられ、是正を拒否された場合は、100 万元未満の罰金が科せられる。担当者及びその他の直接責任者は、10,000 元以上、100,000 元以下の罰金を科されるものとする。

2 前項の違法行為があり、事態が深刻な場合は、省レベル以上の監督機関が、是正を命じ、違法な利益を没収し、5000 万元以下又は前年の売上高の 5% 未満の罰金を科す。また、関連事業の停止または是正のための事業の停止を命じたり、関連する管轄当局に関連する事業許可を取り消すか、事業許可を取り消すように通知するか、直接責任者及びその他の直接責任のある担当者に 10 万元以上最高 100 万元の罰金を科すこともできる。また、一定期間内に、関連会社の取締役、監督者、上級管理職および個人情報保護の責任者を務めることを禁止する場合がある。

第六十七条 有本法规定的违法行为的，依照有关法律、行政法规的规定记入信用档案，并予以公示。

第 67 条 本法に定める違法行為があった場合は、関連法及び行政規則の規定により信用ファイルに記録し、公表するものとする。

第六十八条 国家机关不履行本法规定的个人信息保护义务的，由其上级机关或者履行个人信息保护职责的部门责令改正；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分。

履行个人信息保护职责的部门的工作人员玩忽职守、滥用职权、徇私舞弊，尚不构成犯罪的，依法给予处分。

第 68 条 国家機関がこの法律に定める個人情報保護義務を履行していない場合、その上位機関または個人情報保護義務を履行する部門から是正を命じられ、直接責任を負う担当者およびその他の直接責任を負う者は、法律に基づいて処罰されるものとする。

2 監督機関の職員が、職務を怠り、権限を乱用し、個人の利益のために過誤を行い、犯罪を構成しなかった場合は、法令に基づき処罰される。

第六十九条 处理个人信息侵害个人信息权益造成损害，个人信息处理者不能证明自己没有过错的，应当承担损害赔偿等侵权责任。

前款规定的损害赔偿按照个人因此受到的损失或者个人信息处理者因此获得的利益确定；个人因此受到的损失和个人信息处理者因此获得的利益难以确定的，根据实际情况确定赔偿数额。

第 69 条 個人情報の処理が個人情報の権利及び利益を侵害し、損害を引き起こし、個人情報処理者が自分に過失がないことを証明できない場合、当該個人情報処理者は損害及びその他の不法行為に対して責任を負うものとする。

2 前項の損害賠償責任は、個人が被った損失又は個人情報処理者が得た利益に応じて決定するものとする。個人が被った損失及び個人情報処理者が得た利益を判断することが困難な場合は、実際の状況に応じて補償額を決定する。

第七十条 个人信息处理者违反本法规定处理个人信息，侵害众多个人的权益的，人民检察院、法律规定的消费者组织和由国家网信部门确定的组织可以依法向人民法院提起诉讼。

第 70 条 個人情報処理者が個人情報の取り扱いにおいて本法の規定に違反し、多数の個人の権利利益を侵害した場合、人民検察院、法律で定められた消費者団体および国家インターネット情報公弁室が定めた団体は、法律に基づき人民裁判所で法的手続きを行うことができる。

第七十一条 违反本法规定，构成违反治安管理行为的，依法给予治安管理处罚；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第 71 条 本法の規定の違反が公安行政の違反に当たる場合は、法律に基づいて公安行政に対する罰則が科せられ、犯罪に当たる場合は、法律に基づいて刑事責任が追及される。

第八章 附 則

第 8 章 附則

第七十二条 自然人因个人或者家庭事务处理个人信息的，不适用本法。

法律对各级人民政府及其有关部门组织实施的统计、档案管理活动中的个人信息处理有规

定的，适用其规定。

第 72 条 本法は、自然人がその個人的または家族的な事柄に関連して行う個人情報の取り扱いには適用されない。

あらゆるレベルの人民政府およびその関連部門が組織し実施する統計およびファイル管理活動において、個人情報の取り扱いが法律で定められている場合は、その規定が適用される。

第七十三条 本法下列用語的含义：

(一) 个人信息处理者，是指在个人信息处理活动中自主决定处理目的、处理方式的组织、个人。

(二) 自动化决策，是指通过计算机程序自动分析、评估个人的行为习惯、兴趣爱好或者经济、健康、信用状况等，并进行决策的活动。

(三) 去标识化，是指个人信息经过处理，使其在不借助额外信息的情况下无法识别特定自然人的过程。

(四) 匿名化，是指个人信息经过处理无法识别特定自然人且不能复原的过程。

第 73 条 本法における以下の用語の意味は以下のとおりである。

(1) 個人情報処理者とは、個人情報処理活動における処理の目的及び方法を独自に決定する組織または個人をいう。

(2) 自動化された意思決定とは、コンピュータープログラムを通じて、個人の行動習慣、趣味、又は経済、健康、信用状態を自動的に分析および評価し、意思決定を行う活動をいう。

(3) 仮名化とは、個人情報を処理して、追加情報に頼らずに特定の自然人を特定できないようにするプロセスをいう。

(4) 匿名化とは、個人情報を特定できず、処理後に復元できないプロセスをいう。

第七十四条 本法自 2021 年 11 月 1 日起施行。

第 74 条 本法は 2021 年 11 月 1 日に施行する。